# 一般財団法人 口腔保健協会 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 口腔保健協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、口腔保健の普及啓発並びにその向上を図ることを目的とする。

(事業

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 口腔保健に関する調査研究並びに知識の普及
  - (2) 口腔保健に関する学術団体への支援
  - (3) 口腔保健に関する各種出版物の発行
  - (4) その他この法人の目的達成に必要な事業
  - 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第6条 この法人の財産は、基本財産及び基本財産以外財産の2種とし、次の各号をもって構成する。
  - (1) 基本財産として寄付された財産
  - (2) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産
  - (3) 前2号以外の財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 2 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及 び評議員会の承認を要する。

(財産の維持及び処分)

- 第7条 この法人の財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
  - 2 財産のうち現金は確実なる銀行又は信託会社に預入れ若しくは信託し或は国、公債、確実なる有価証券に換え保管するものとする。なお、理事会及び評議員会の議決を経て不動産を買入れることもできる。
  - 3 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員 会の議決を経なければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、基本財産以外の財産をもって支弁する。 (事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において特別の利 害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数の議決及び評議員会の 承認を得なければならない。ただし、これを変更する場合も同様とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。
  - 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

## (事業報告及び決算)

- 第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び貸借対照表、 正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、 理事会の承認を得たうえで、定時評議員会において、事業報告については報告を行い、計算書類等については承認を得なければならない。
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置かなければならない。
    - (1) 監查報告

#### (剰余金の分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### (会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第3章 評議員及び評議員会

## 第1節 評議員

## (評議員)

- 第13条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。
  - 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

#### (選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。
  - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を満たさなければならない。
    - (1) 評議員については、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。
    - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
    - ハ その評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げるもの以外であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を 維持しているもの
    - ホ ハ又は二に掲げるものの配偶者
    - へ ロから二に掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
    - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

## イ 理事

口 使用人

- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を議決する。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終 結のときまでとし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第17条 評議員は無報酬とする。
  - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(評議員会)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
  - 2 評議員会は、次の各号及びこの定款に定める事項を議決する。
    - (1) 役員の選任及び解任
    - (2) 役員の報酬等の額
    - (3) 定款の変更
    - (4) 各事業年度の事業報告及び決算
    - (5) 残余財産の処分
    - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (7) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
  - 2 定時評議員会は、毎年1回2月に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
  - 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第23条 評議員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く過半数の評議員が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3分の2以上をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (4) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに前々項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の省略)

第24条 理事が、評議員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決 に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提 案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

- 第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
  - 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名・押印をしなければ ならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

- 第26条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事4名以上6名以内
  - (2) 監事2名以内
  - 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第27条 理事及び監事は評議員会において選任する。
  - 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選任する。
  - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計 数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。
  - 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その代表権を伴わない業務を代行する。
  - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 2 監事は、理事及びこの法人の使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了 のときまでとし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了 のときまでとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに 選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第31条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において、解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める報酬等の規程による。
  - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める。

(顧問)

- 第33条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
  - 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
  - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、参考意見を述べることができる。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解任
  - (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
  - 2 通常理事会は、毎事業年度1回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。
  - 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議決の省略)

第42条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決 に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案 を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、 その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び出席した 監事はこれに記名・押印をしなければならない。 (定款の変更)

- 第44条 この定款の変更は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任並びに解任の方法を除く。
  - 2 前項にかかわらず、評議員会において、 議決に加わることのできる評議員の4分3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第45条 この法人は、 評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経た上で、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能及びその他法令で定める 事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 委員会

(委員会)

- 第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。
  - 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
  - 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

- 第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に 公開するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告)

- 第52条 この法人の公告は、電子公告による。
  - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定 める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散 の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、岡田昭五郎とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

大沢一男

藤沼聡

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

藍稔

伊藤公一

大山喬史

川口陽子

黒田敬之

斎藤 毅

須田英明

中嶌 裕

平井敏博

細井紀雄

山根 瞳

五條堀博